

令和 7 年度

八郎潟農業水利事業

生態系モニタリング調査業務

現 場 説 明 書

東北農政局八郎潟農業水利事業所

1. 一般事項

契約の保証については別紙－１のとおり。

2. 積算体系

本業務の積算体系は、「設計業務」により構成されている。

3. 本業務における豪雪補正は計上していない。

4. 作業歩掛等

(1) 本業務の作業歩掛については、次のとおり計上している。

なお、次に示す歩掛については、妥当性の検証のため実態調査を行うものとする。調査結果は、監督職員が示す様式に取りまとめ提出しなければならない。

作 業 項 目	職 種				
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
1. 計画準備	1.0	1.0	1.5		
2. 現地踏査	1.0	1.0	1.0		
3. 学識経験者からの指導・助言	2.0	3.0	3.0	4.0	6.0
4. 生態系モニタリング計画（案）の検討	0.5	1.0	2.0	3.0	
5. モニタリング調査					
5-1 鳥類の調査	1.0	3.0	3.0	3.0	3.0
5-2 魚類・底生生物の調査	1.0	4.0	4.0	5.0	6.0
6. 点検取りまとめ	1.0	1.0	2.5	3.5	5.0
合 計	7.5	14.0	17.0	18.5	20.0

(2) モニタリング調査についての補足説明

1) 鳥類の調査（A 1－4 幹線用水路）

繁殖期（５月～８月）は、保全対象生物の産卵期を想定

越冬期（11月～１月）は、ヒシクイ（冬鳥）の確認時期を想定

2) 魚類・底生生物の調査（A 1 支線排水路）

繁殖期（５月～８月）は保全対象生物の産卵期を想定（カラスガイ以外）

越冬期（10月～２月）はカラスガイの産卵期を想定

5. 業務における積算基地は、東京都で考えている。

6. 打合せについて

(1) 本業務の打合せ配置人員は次のとおり考えている。

打合せはWEB会議によるため、1回当たり（半日：0.5日）の人件費を計上している。

打合せ	職 種 (人)			備考
	主任技師	技師A	技師B	
初 回	0.5	0.5		
中 間 (第2回)		0.5	0.5	
中 間 (第3回)		0.5	0.5	
中 間 (第4回)		0.5	0.5	
最終回	0.5	0.5		

(2) 特別仕様書第4－2条に示す学識経験者への調査結果の報告及び委員会資料の事前説明出席時の配置人員は次のとおり考えている。

事前説明は半日（0.5日）、移動は往復で1日と考えており、打合せ及び移動に係る基準日額を次のとおり計上している。

打合せ	職 種 (人)		
	主任技師	技師A	技師B
調査結果の報告及び委員会資料事前説明	1.5		

事前説明の実施場所は、秋田県南秋田郡大潟村を想定している。

事前説明は宿泊を伴う打合せで考えているが、宿泊費及び宿泊手当については当初計上していない。なお、受注者から宿泊情報（例：宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金が記載された領収書）が分かる資料を求め、妥当性を確認の上、調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、設計変更にて計上する。

宿泊エリアは秋田県大潟村を想定している。移動は、東京駅～秋田駅間を新幹線（こまち号）、秋田駅～実施場所間はレンタカーを使用することで考えており、新幹線料金、レンタカー賃料（1日）、高速道路料金（秋田北 IC～琴丘森岳 IC）を計上している。

なお、事前説明は、鳥類、魚類、底生生物の専門家3名への個別説明を想定している。

(3) 特別仕様書第4－3条に示す委員会出席時の配置人員は次のとおり考えている。

委員会は半日（0.5日）、移動は往復で1日と考えており、打合せ及び移動に係る基準日額を次のとおり計上している。

打合せ	職 種 (人)		
	主任技師	技師A	技師B
委員会出席	1.5		

委員会の開催場所は、秋田県南秋田郡大潟村を想定している。

委員会出席は宿泊を伴う打合せで考えているが、宿泊費及び宿泊手当については当初計上していない。なお、受注者から宿泊情報（例：宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金が記載された領収書）が分かる資料の提出を求め、妥当性を確認の上、調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、設計変更にて計上する。

宿泊エリアは秋田県大潟村を想定している。移動は、東京駅～秋田駅間を新幹線（こまち号）、秋田駅～開催場所間はレンタカーを使用することで考えており、新幹線料金、レンタカー賃料（1日）、高速道路料金（秋田北 IC～琴丘森岳 IC）を計上している。

また、委員会に出席する学識経験者は、鳥類、魚類、底生生物の専門家3名で考えており、特別仕様書第3－2条（5）に示す学識経験者に支払う謝金は、6時間（2時間／人×3人＝合計6時間）分の謝金を一括計上価格に計上している。

なお、謝金の単価は7,182円／時間（税抜）である。

7. 現地作業における旅費交通費について

（1）現地作業は次のとおり計画している。

作業内容	回数	備考
現地踏査	1回	
鳥類の調査、 魚類・底生生物の調査	2回	繁殖期（1回）、越冬期（1回）

（2）現地作業は滞在による作業と考えているが、宿泊費及び宿泊手当については当初計上していない。なお、受注者から宿泊情報（例：宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金が記載された領収書）が分かる資料の提出を求め、妥当性を確認の上、調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、設計変更にて計上する。

滞在日数は延べ39日、宿泊エリアは秋田県大潟村を想定している。

（現地作業における宿泊日数）

作業内容	職種				
	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
現地踏査	1日	1日	1日		
鳥類の調査、魚類・底生生物の調査（繁殖期）	1日	4日	4日	4日	5日
鳥類の調査、魚類・底生生物の調査（越冬期）	1日	4日	4日	4日	5日

（3）積算基地から現地までの移動は、東京駅～秋田駅間を新幹線（こまち号）、秋田駅～現場間はレンタカーを使用することで考えており、新幹線料金、レンタカー賃

料、高速道路料金（秋田北IC～琴丘森岳IC）を次のとおり計上している。

作 業 内 容	回数	交通費（1回あたり）		
		新幹線料金	レンタカー 賃料	高速道路 料金
現地踏査	1回	3人 (1往復)	1日	1往復
鳥類の調査、魚類・底生 生物の調査	2回	5人 (1往復)	5日	1往復

また、移動に係る基準日額を次のとおり計上している。

作 業 内 容	職 種（人）				
	主任 技師	技師A	技師B	技師C	技術員
現地踏査	1.0	1.0	1.0		
鳥類の調査、魚類・底生 生物の調査（繁殖期）	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
鳥類の調査、魚類・底生 生物の調査（越冬期）	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

8. 開示用成果物について

特別仕様書第5－1条に示す不開示情報の黒塗り等の措置に係る費用として、設計業務技術員0.5人及び電子媒体（CD-R）1枚の費用を直接経費に計上している。

作業にあたっては、監督職員との打合せに基づき、本業務の成果物データ（PDF形式）を元に、PDFファイルの編集機能を用いて、黒塗り等の措置を行うものとする。

提出にあたっては、編集可能な状態で提出するものとする。

なお、不開示情報とは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」における「不開示情報」に該当する情報とする。

9. 本業務の設計業務における電子成果品作成費は、「実施設計以外」による経費を見込んでいる。

10. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

（1）部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

（2）（1）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより行程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

11. 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

別紙－１

契約の保証について

- (１) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行秋田支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所 歳入歳出外現金出納官吏 庶務課長 鈴木 智宏」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払い渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官東北農政局総務部会計課課長補佐（主計）佐藤 淳一」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、政府保管有価証券は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局八郎潟農業水利事業所長 佐々木 世界幸」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 か月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者は、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局八郎潟農業水利事業所長 佐々木 世界幸」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。（一般競争の場合は、10 分の 3 の金額以上とする。）
- (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局八郎潟農業水利事業所長 佐々木 世界幸」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

- (オ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。（一般競争の場合は、10 分の 3 の金額以上とする。）
- (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1) の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

(3) その他

保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であつて、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであつて、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。